なな訪問介護　運営規定

（事業の目的）

第1条　　有限会社 Freedom が設置するなな訪問介護（以下「なな」という）が行う指定訪問介護及び指定第 1 号訪問事業（以下「指定訪問介護等」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定訪問介護等を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第 2 条　　事業所の従業者は、次に掲げる方針に基づき、指定訪問介護等を提供するものとする。

(1) ななが行う指定訪問介護等の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

(2) ななが行う指定第 1 号訪問事業の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排せつ及び、食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2　ななは、従業者が提供する指定訪問介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3　指定訪問介護等の提供にあたっては、地域や家族との結び付きを重視し、市町村、他の指定サービス事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

4　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定。

(2) 成年後見制度の利用支援。

(3) 苦情解決体制の整備。

(4) 虐待防止の啓発、普及の為の従業員研修を実施。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条　　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称　　な な訪問介護
(2) 所在地　旭川市 9 条通 15 丁目 24 番地

（従業員の職種、員数及び職務内容）
第 4 条　　なな に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
(1) 管理者 1 名
管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行う。
(2) サービス提供責任者 1 名以上
サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定訪問介護等の利用の申込に係る調整、従業者に対する技術指導等を行う。また、訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。
(3) 訪問介護員等 3 名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

（主たる対象者）
第 5 条　　なな が行う指定訪問介護等の主たる対象者は、要介護状態又は要支援状態とする。

（営業日及び営業時間）
第 6 条　　なな の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
(1) 営業日は、年中無休とする。
(2) 営業時間は、9 時～17 時とする。

（指定居宅介護等の内容）
第 7 条　　なな が提供する指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。
(1) 身体介護
(2) 生活援助

（利用者から受領する費用の額）
第 8 条　　指定訪問介護等を提供した際は、利用者から、訪問介護については介護報酬の告示上の額、第 1 号訪問事業については旭川市長の定める額の利用者負担額の支払いを受けるものとする。
2　法定代理受領を行わない指定訪問介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から、訪問介護については介護報酬の告示上の額、第1号訪問事業については旭川市長の定める額の支払いを受けるものとする。

3　前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により、第9条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定訪問介護等を行う場合は、利用者から、それに要した交通費の額の支払を受けるものとする。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域の範囲を超えた地点から、片道5ｋｍまで200円

(2) 通常の事業の実施地域の範囲を超えた地点から5ｋｍを超えた地点から、1ｋｍごとに30円の加算

4　前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

5　第1項から第3項までの費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条　　通常の事業の実施地域は、旭川市全域とする。

（緊急時における対処方法）

第10条　　従業員は、現に指定訪問介護等の提供を行っている時に利用者に病状の急が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連携を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第11条　　従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修　　採用後3カ月

(2) 継続研修　　年1回

2　従業員は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。

3　ななの従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後についても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4　ななは、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5　ななは、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定訪問介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

6　この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、㈲Freedomと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

（虐待防止に関する事項）

第 12 条　　ななは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。担当者は管理者とする。

(5) ななは、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第13条　　ななは、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2　ななは、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3　ななは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（衛生管理及び感染症の予防・まん延防止）

第14条　　ななは、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等を衛生的に管理するものとする。

2　ななは、当事業所において感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知するものとする。

3　ななは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業者に対して必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条　　ななは、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画（以下

「ＢＣＰ」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2　ななは、従業者に対してＢＣＰを周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　ななは、定期的にＢＣＰの見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

（職場におけるハラスメント及び利用者等からの迷惑行為への対応）

第16条　ななは、適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職場における性的な言動及び優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、従業者の就業環境を害する行為を防止するため、方針の明確化その他必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は、利用者またはその家族等からの著しい迷惑行為（暴言、暴力、不当な要求､性的な言動その他従業者の就業環境を害する行為をいう。）に対し、従業者の安全と就業環境を確保するため、相談窓口の設置、事実確認、関係機関との連携その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3　従業者は、ハラスメントまたは迷惑行為を受けた場合、管理者等に報告し、事業者は従業者の安全に配慮しながら適切に対応するものとする。

附　則

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

第 13 条（身体拘束等の禁止）追加、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

第 14 条（衛生管理及び感染症の予防・まん延防止）追加、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

第 15 条（業務継続計画の策定等）追加、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

第 16 条（職場におけるハラスメント及び利用者等からの迷惑行為への対応）追加、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。